

平成 28 年 2 月 23 日

◎池脇委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (13 時 49 分開会)

御報告いたします。昨年の 12 月定例会における発言内容に誤りがあり、その訂正をお願いする旨の文書が幼保支援課から提出されておりますので、各委員の皆様へ配付しております。

本日の委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

お諮りします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査を議題とし、執行部の説明を受けることにいたします。

なお、3 件の条例議案については、教育委員会及び警察本部の所管分もあわせて、総務部から説明を受けることとし、一括して審査を行うこととします。

《総務部》

◎池脇委員長 最初に、議案について総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎梶総務部長 3 件の条例議案につきまして、一括して御説明をさせていただきます。お手元の資料のうち、資料⑤平成 28 年 2 月高知県議会定例会議案（条例その他）の議案目録をごらんください。本日お願いをいたしますのは、第 50 号、第 75 号、第 79 号の条例議案 3 件です。

これらの条例議案は、平成 27 年 10 月に人事委員会から議会及び知事になされた、職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料の月額等の改定をしようとするもので、詳細につきましては、行政管理課長から御説明を申し上げます。

◎池脇委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

◎岡村行政管理課長 職員の給与の改定に関する条例議案 3 本につきまして、あわせて御説明を申し上げます。

お手元の議案補足説明資料、行政管理課の 1 ページをごらんください。まず 1 の対象議案ですが、(1) 第 50 号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案、(2) 第 75 号、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案、(3) 第 79 号、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案になります。

次に、内容に関する説明の前に、2の議案提出までの経過について御説明申し上げます。昨年12月定例会の総務委員会において御説明を申し上げたとおり、(1)高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成27年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、初任給を中心とした若年層の給料月額及び初任給調整手当の額の改定を予定しておりました。(2)他方で、地方公務員法上、地方公務員の給与決定に当たっては、いわゆる均衡の原則として、民間事業の従事者の給与等とともに、国家公務員給与も考慮事項の一つとされていますが、具体的に、(3)国家公務員給与は、給与法(一般職の職員の給与に関する法律)で定められており、地方公共団体における給与改定の実施については、国における給与法の改正法案の決定を待って行うべきものとされています。こうした中、(4)平成27年12月県議会定例会の時点では、国において、臨時国会が開催されておらず、給与法の改正法案の閣議決定も行われていない状況であったため、議案の提出は、国における給与法の改正の措置を待って行うこととしたところです。その後、(5)平成28年1月4日、給与法の改正法案の閣議決定が行われ、同月20日、同法が成立、同月26日には同法が公布され、国において、人事院勧告どおりの給与改定が実施されたことを受けて、今議会に議案を提出させていただいたものです。

次に、3条例改正の目的ですが、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成27年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、初任給を中心とした若年層の給与月額及び医師等の初任給調整手当の額の改定をしようとするものです。

2ページをごらんください。4改正の内容につきましては、(1)と(2)の2件で、全て人事委員会の勧告どおりに改定しようとするものです。(1)の給料表の改定につきましては、行政職給料表に関して、県内の民間給与と職員の給与との較差0.15%を解消するために行うもので、この較差は平成27年4月分の月例給の比較によるものです。改定に当たり、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸級表の引き上げを行ったこと、また、本県の初任給が他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに、若年層に限定して改定を行うこととしております。

次に、その他の給料表に関しましては、(ア)研究職給料表、(イ)医療職給料表(1)、(ウ)医療職給料表(2)、(エ)医療職給料表(3)までが、職員の給与に関する条例の部分で、(オ)第2号任期付研究員に適用する給料表が任期付研究員の採用等に関する条例の関係です。(カ)小学校・中学校等教育職給料表、(キ)高等学校等教育職給料表が、第75号議案の関係で、(ク)警察官給料表が第79号議案の関係です。これらにつきましては、行政職給料表との均衡を基本に改定するものです。

3ページをごらんください。給料表別に、初任給の改定の状況をまとめた一覧表です。

行政職給料表の試験区分に上級、中級、初級とありますが、それぞれ右端に、月額ベースで引き上げ額を記載しております。上級試験・中級試験では2,800円の引き上げ、初級試験では3,000円の引き上げです。なお、基準学歴では、上級が大学卒、中級が短大卒、初級は高校卒とされております。行政職の下の警察官給料表につきましては、警察官Aで3,200円、警察官Bで3,400円の引き上げで、基準学歴としては、警察官Aが大学卒、警察官Bが高校卒とされております。警察官の下の高等学校等教育職給料表、小学校・中学校等教育職給料表につきましては、学歴免許が大卒の教諭が3,100円の引き上げとなっております。以上、抜粋して御説明させていただきました。

ここでまた2ページにお戻りください。説明が途中になっておりましたが、(オ)第2号任期付研究員に適用する給料表に関しては、対象となる職員はおりませんが、若干補足をさせていただきます。任期付研究員の制度には、特にすぐれた研究者を招聘する招聘型の第1号任期付研究員、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を採用する若手育成型の第2号任期付研究員があります。いずれも、国に準じて制度化をしていますが、本県におきましては、第1号、第2号ともに任用の実績はありません。

続きまして、(2)の初任給調整手当の改定は、医師に対する初任給調整手当の引き上げに係るものです。ア医療職給料表(1)の適用を受ける医師、イ医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師に関して、アの支給月額の限度額を、現行の41万2,200円から41万3,300円に、イの限度額を、現行6万7,100円から6万7,300円に、それぞれ引き上げるものです。なお、現在イに該当する医師はおりません。

最後に、5施行期日等について、(1)給料表の改定につきましては条例の公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用させていただき、条例の施行後、速やかに改定した額を支給させていただきたいと考えております。(2)初任給調整手当の改定につきましては、平成28年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 第50号議案の行政職だけで構いませんので、今回の改定の対象者数、必要な経費、財源について教えてください。

◎岡村行政管理課長 改定の対象となる職員数は、行政職給料表全体で977人です。所要財源について、行政職給料表だけの算定はしておりませんが、全体として約1億円です。

なお、職員の減や新陳代謝等によりまして、6億円を超える減額要素もありますので、今回の人件費は、全体で減額補正となっております。

◎上田(周)委員 初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定しての改定ということですが、一方で、県職員の中には、中堅層の方もたくさんいますよね。そこで、中堅層以上の今後の給与改定の方向性について教えてください。

◎岡村行政管理課長 少し古いデータになりますが、平成 24 年度に高知県人事委員会が、県内の民間事業所の年代別給与の状況などについて詳細な調査をしており、それをもとに、県職員との比較をしております。まず、18 歳からの初任層につきましては、民間が県職員を上回っている状況にあります。他方、30 歳程度から 50 歳前程度までにつきましては、県職員の方が高い状況にありますので、全体としては、毎年度均衡が図られております。現在、民間の方が県職員を上回っているのが、初任層と高年齢層になっております。今後は、そういう状況を踏まえた改定の考え方も、一定あるのではないかと考えております。

◎上田（周）委員 均衡の原則があるのはわかりますが、やっぱり県職員のモチベーションを上げる意味でも、そのあたりを加味して、今後の給与改定の考慮に入れていただきたいと思いますので、要望しておきます。

◎中根委員 今、上田委員がおっしゃったようなことを、まずお聞きしたいと思っていました。また、今回、上げたとはいえ、この金額を見ると、社会保険料などをいろいろ引かれると、本当に生活は大変だと思います。ですから、民間より下回っている点は、今後さらに上げていく方向や、民間の給与も引っ張り上げるくらいの給与体系が必要ではないかと思うんですが、こういう時に、人事院の勧告はもちろんです、組合などとの協議はされているのでしょうか。

◎岡村行政管理課長 今の人事委員会の勧告の取り扱いにつきましては、昨年 11 月に職員団体と交渉しております。

◎中根委員 交渉の中での要求等について、具体的に紹介できる部分がありましたらお願いします。

◎岡村行政管理課長 職員団体からの要求で、県当局としては認めることができなかった項目ですが、例えば、行政職給料表には職務の級が、1 級から 9 級まであります。班長・チーフクラスで 4 級、課長補佐クラスで 5 級という職級が適用されております。その 4 級・5 級につきましては、最高号給、つまり給料表の 1 番上に到達している職員が多い状況があります。そういったこともありまして、人事委員会が勧告をした給料表に、さらに号給を継ぎ足すという要求がなされております。ただ、給料表の関係につきましては、全くの勧告事項ですので、勧告をいただいた給料表で措置をさせていただきたいとのことで合意には至っておりません。

◎中根委員 いずれにしても、若い層だけではなく、全体の流れの中で、民間ベースを引き下げることがないような給与体系をつくるべきだと思いますので、今後もさらに努力していただくことを要望します。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

以上で議案の審査を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎池脇委員長 それでは、これより当委員会に付託された議案の採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました条例議案3件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 それではこれより採決を行います。

第50号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎池脇委員長 全員挙手であります。よって、第50号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第75号「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎池脇委員長 全員挙手であります。よって、第75号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第79号「警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎池脇委員長 全員挙手であります。よって、第79号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎池脇委員長 次に、「委員長報告の件」を議題といたします。

委員長報告については、正副委員長一任でお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の委員会を閉会いたします。

(14時10分閉会)